

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
東高等学校	<p>住居変更による通勤手当申請について、誤った事実発生日により申請を行い、そのまま認定事務を行ったことから、通勤手当の支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1596 678"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年4月から 同年9月まで</td> <td>56,740円</td> <td>48,440円</td> <td>8,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和6年4月から 同年9月まで	56,740円	48,440円	8,300円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】 (届出) 第2条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を人事委員会が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合（以下略）</p> <p>(支給の始期及び終期) 第15条 3 通勤手当は、これを支給されている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけるその額の改定について準用する。</p> <p>【通勤手当認定事務について 令和6年4月 大阪府教育庁教職員企画課給与・企画G】 (7) 支給の始期及び終期 ウ 支給額の改定 (7) 月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）</p> <p>b 移転による住居の変更のため、通勤手当の月額を改定する場合「その月額を変更すべき事実が生ずる至つた日」とは、転居の完了した翌日となる。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額								
A	令和6年4月から 同年9月まで	56,740円	48,440円	8,300円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）